

葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付要綱

令和4年9月7日

4葛都住第346号

区長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、水害による電力供給停止時にエネルギーの自立化が可能な設備の導入、避難者を受け入れるための退避空間の確保等に係る費用の一部を補助することにより、水が引くまでの間の中長期的避難に耐えられる民間建築物の普及を図り、浸水対応型市街地構想の実現を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電 建築物の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置で10kW以上の発電能力を有するものをいう。
- (2) 蓄電池 定格出力が発電設備の同等以下で、無停電電源装置を備え、期待寿命が15年以上かつ10年間保証が付いたものをいう。
- (3) 停電対応型コージェネレーションシステム 災害による電力供給停止時にも使用可能な機能を備えたコージェネレーションシステムをいう。
- (4) 停電対応型ガスヒートポンプ式空調機 災害による電力供給停止時にも使用可能な機能を備えたガスヒートポンプエアコンをいう。
- (5) 急速充電器 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のものをいう。
- (6) 防水扉 電気室の出入口に設置し、浸水に耐える材質を持つものをいう。
- (7) 止水板 建物等の出入口等に設置し、浸水に耐える材質で、繰り返し使用が可能なものをいう。
- (8) 防災備蓄倉庫 災害に備えて食料、生活用品、資機材等を保管するための倉庫をいう。
- (9) 退避空間 水害発生時に垂直避難の場となるとともに、水が引くまでの間避難生活ができる空間をいう。
- (10) 階段 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項及び第2項各号に規定する構造の階段をいう。
- (11) 二重手すり 子ども等が円滑に移動するための階段に設置する補助的な手すり

をいう。

- (12) 非常用照明設備 避難経路に対して照度を確保するための照明設備をいう。
- (13) 高効率照明 光源に発光ダイオード（LED）を使用したものをいう。
- (14) 高断熱窓 窓及びガラスの中央部の熱貫流率が 2.33 以下のものをいう。
- (15) 通常在館者 平常時において、施設又は建築物（以下この号において「施設等」という。）を利用するために当該施設等に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設等に存する者をいう。
- (16) 付加的 整備する施設及び設備が通常在館者ではなく、外部から受け入れる避難者のためのものであることをいう。
- (17) 全体設計 第 4 条第 1 項に規定する補助対象事業において、工事の施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもので工事を一括して施行する必要があり、かつ、当該工事の施行年度が 2 箇年以上にわたる設計をいう。

（補助対象者）

第 3 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- (1) 葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例（令和 4 年葛飾区条例第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する集合住宅に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定にする大規模小売店舗に関する工事の請負契約の注文者、請負契約によらないで自らその工事をする者又は運営事業者

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、葛飾区内における前条第 1 号の集合住宅又は同条第 2 号の大規模小売店舗に、次に掲げるもののいずれかを整備する事業とする。

- (1) 太陽光発電及び蓄電池を併用したシステム
- (2) 停電対応型コージェネレーションシステム
- (3) 停電対応型ガスヒートポンプ式空調機
- (4) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の急速充電器
- (5) 電気室
- (6) 防水扉又は当該扉に類するもの
- (7) 止水板
- (8) 防災備蓄倉庫

- (9) 退避空間
 - (10) 退避空間への避難経路となる階段又は当該階段に係る二重手すり
 - (11) 非常用照明設備（退避空間への避難経路に対し照度を確保するためのものに限る。）
 - (12) 退避空間における高効率照明又は高断熱窓
 - (13) その他葛飾区長（以下「区長」という。）が認めるもの
- 2 前項第1号から第5号まで、第8号、第9号、第12号及び第13号の整備は、浸水による機能の停止が生じないよう水防法（昭和24年法律第193号）第14条に規定する洪水浸水想定区域の想定最大規模の浸水深（以下「浸水深」という。）以上の階への整備を基本とする。
- 3 前条第1号の集合住宅については、別記1に規定する自立基準並びに別記2及び別記3に規定する誘導基準に適合させること。
- 4 前条第2号の大規模小売店舗については、別記4及び別記5に規定する誘導基準に適合させること。

（補助対象事業費）

- 第5条 補助金の対象となる費用（以下「補助対象事業費」という。）は、前条第1項に掲げる施設及び設備の整備に要する購入費及び設備工事費並びに設備工事に係る諸経費とし、工事又は据付けを伴わない設備の購入費は補助の対象としない。
- 2 既存設備を撤去し、浸水深以上の階に移設する場合は、既存設備の移設工事費を補助対象事業費とすることができる。

（補助金の額）

- 第6条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、前条各項に規定する費用で、別記1から別記5までに定める額を限度とする。
- 2 補助対象事業費における基準額については、別表に定める基準により算出し、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、標準的な基準額をあらかじめ設定することが困難な場合は、補助対象者が提出する見積額を基準額に代えることができる。
- 3 別記2から別記5までに規定するいずれかの誘導基準による補助対象事業費における付加的に必要な費用については、外部から受け入れる避難者と通常在館者の人数比で按分することにより算出することとする。ただし、付加的に必要な費用が明らかな場合は、この限りでない。
- 4 第8条第1項又は第9条の規定による承認を受けたものに係る補助金については、当該承認に係る補助対象事業の年度ごとの出来高に応じて、前3項に定めるところ

により算出した補助金額に出来高率を乗じて得た額を交付するものとする。

(全体設計の承認申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業が複数年度にわたる場合は、初年度における第10条の規定による申請をする前に、当該事業に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、区長の全体設計の審査を受け、次条第1項の規定による承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金全体設計（変更）承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 全体設計（変更）表（様式1-1）
- (2) 案内図
- (3) 工事内容説明資料
- (4) 補助対象事業内容説明資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(全体設計の承認及び不承認)

第8条 区長は、前条第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請が適正であると認めるときは、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金全体設計（変更）承認通知書（第2号様式）により、当該申請が不適正であると認めるときは、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金全体設計（変更）不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定により全体設計に係る補助金の承認を受けたときは、当該承認に係る年度内に補助対象事業に係る工事に着手しなければならない。

(全体設計の変更申請)

第9条 前条第1項の規定により承認を受けた申請者は、全体設計の内容を変更しようとするときは、速やかに、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金全体設計（変更）承認申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 全体設計（変更）表（様式1-1）
- (2) 工事内容変更説明資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認を

したときは、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金全体設計（変更）承認通知書により、変更の承認をしないときは、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金全体設計（変更）不承認通知書により、申請者に通知する。

（補助金交付の申請手続）

第 10 条 申請者は、補助対象事業に係る工事に着手する前に、区長に対し、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付申請書（第 4 号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業建築物別表（様式 4 - 1）
- (2) 要望額根拠（様式 4 - 2）
- (3) 全体設計表（様式 1 - 1）
- (4) 案内図
- (5) 工事内容説明資料
- (6) 避難者の受入協定（別記 2 から別記 5 までの誘導基準に該当する場合）
- (7) 通常来館者用（避難者用）備蓄品完備の証明書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項又は前条第 2 項の規定により承認を受けた申請者の初年度以外の年度における交付申請については、会計年度ごとに行わなければならない。補助金の交付を受けようとする年度の開始後、速やかに葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付申請書に前項各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（補助金交付の決定）

第 11 条 区長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の承認、交付すべき補助金の額の決定又は補助金の不承認の決定をするものとし、補助金を交付することを適当と認めるときは、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により、補助金を交付することを不適当と認めるときは、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金不交付決定通知書（第 6 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による通知に当たり、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の内容変更）

第 12 条 前条の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付決定変更申請書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて、区

長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る見積書の写し
- (2) 変更に係る仕様書
- (3) 変更に係る図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めるときは、速やかに葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付決定変更承認通知書（第8号様式）により、申請が不適正であると認めるときは、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付決定変更不承認通知書（第9号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 第1項ただし書の軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更であつて、補助金の額に変更を生じないものとする。

- (1) 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの
- (2) 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの以外のもの
- (3) 本工事費又は附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは、9,000千円）又は30,000千円を超える変更以外のもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき若しくは第8条第1項若しくは第9条第2項の規定により承認を受けた補助対象事業のうち交付決定に定めた各年度の出来高に到達したときから20日以内又は補助対象事業を実施した日の属する年度が終了する日までに、区長に対し、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 交付決定通知書の写し
- (3) 補助対象事業実績額説明資料
- (4) 整備した施設及び設備の資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第 14 条 区長は、前条の実績報告書が提出されたときは、必要な調査を行い、補助金の額を確定し、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金確定通知書（第 11 号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 15 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金請求書（第 12 号様式）により請求するものとする。

（補助金の交付）

第 16 条 区長は、前条の規定による請求があったときは、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（定期報告）

第 17 条 前条の規定による補助金の交付を受けた施設の所有者又は管理者は、補助金の交付を受けて整備した施設及び設備について、年に 1 度、適切に管理され機能することを検査し、維持管理等定期報告書（第 13 号様式）により、その結果を区長に報告しなければならない。

（決定の取消し）

第 18 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 当該整備が法令に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助の承認を受け、又は補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(4) 前 3 号に定める場合のほか、区長が適当でないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により決定を取り消したときは、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金等交付決定取消通知書（第 14 号様式）により補助事業者へ通知する。

3 区長は、第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

（経理書類の保管）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、そ

の収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(取得財産の処分)

第20条 補助事業者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に区長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）に定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別記1 自立基準

補助対象となる施設は、次の各号に適合するものであるとともに、次の表に掲げる基準による。

- (1) 浸水深以上の階に通常在館者用の退避空間が確保されるものであること。
- (2) 浸水深以上の階に通常在館者用の防災備蓄倉庫が確保されるものであること。
- (3) 当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターが設置されるものであること。
- (4) 水害を想定した防災訓練を年に1回以上実施し、その結果を区長に報告するものであること。

基準	補助金額
第4条第1項第1号から第4号までに規定する設備により、水害による電力供給停止時に、通常在館者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。	次に掲げる額の低い方の1/2以内の額とする。 ①基準額又は補助対象者の見積で算出した費用 ②補助対象事業に係る費用
第4条第1項第5号から第13号までに規定する通常在館者のための浸水対策を、1以上施している。	

別記2 誘導基準

補助対象となる施設は、次の各号に適合するものであるとともに、次の表に掲げる基準による。

- (1) 別記1の各号に適合していること。
- (2) 浸水深以上の階に避難者用の退避空間が確保されるものであること。
- (3) 浸水深以上の階に避難者用の防災備蓄倉庫が確保されるものであること。
- (4) 避難者を受け入れることに関して区と協定を締結すること。

基準	補助金額
第4条第1項第1号から第4号までに規定する設備により、水害による電力供給停止時に、避難者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。	次に掲げる額の低い方の額とする。 ①基準額又は補助対象者の見積で算出した費用のうち、付加的に必要な費用 ②補助対象事業に係る費用のうち、付加的に必要な費用
第4条第1項第5号から第13号までに規定する避難者のための浸水対策を、1以上施している。	

別記3 誘導基準

補助対象となる施設は、別記2の各号及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日付け国住街第222号、国住市第155号国土交通省住宅局長通知）第5条第2項に適合するものであるとともに、次の表に掲げる基準による。

基準	補助金額
第4条第1項第1号から第4号までに規定する設備により、水害による電力供給停止時に、避難者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。	次に掲げる額の低い方の額とする。 ①基準額又は補助対象者の見積で算出した費用のうち、付加的に必要なとなる費用 ②補助対象事業に係る費用のうち、付加的に必要なとなる費用
第4条第1項第5号から第11号までに規定する避難者のための浸水対策を、1以上施している。	

別記4 誘導基準

補助対象となる施設は、別記1（4）及び別記2（2）から（4）までに適合するものであるとともに、次の表に掲げる基準による。

基準	補助金額
第4条第1項第1号から第4号までに規定する設備により、水害による電力供給停止時に、避難者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。	次に掲げる額の低い方の額とする。 ①基準額又は補助対象者の見積で算出した費用のうち、付加的に必要なとなる費用 ②補助対象事業に係る費用のうち、付加的に必要なとなる費用
第4条第1項第5号から第13号までに規定する避難者のための浸水対策を、1以上施している。	

別記5 誘導基準

補助対象となる施設は、別記1（4）、別記2（2）から（4）まで及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱第5条第2項別記3の各号に適合するものであるとともに、次の表に掲げる基準による。

基準	補助金額
第4条第1項第1号から第4号までに規定する設備により、水害による電力供給停止時に、避難者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。	次に掲げる額の低い方の額とする。 ①基準額又は補助対象者の見積で算出した費用のうち、付加的に必要なとなる費用 ②補助対象事業に係る費用のうち、付加的に必要なとなる費用
第4条第1項第5号から第11号までに規定する避難者のための浸水対策を、1以上施している。	

別表（第6条関係）

補助金の対象となる施設及び設備の基準額

施設及び設備	基準額
太陽光発電	273 千円/kW
蓄電池	242 千円/kW
停電対応型コージェネレーションシステム	587 千円/kW
停電対応型ガスヒートポンプ式空調機	420 千円/馬力
急速充電器	4,290 千円/台
電気室	見積り額
防水扉	見積り額
止水板	見積り額
防災備蓄倉庫	60 千円/m ²
防災備蓄倉庫のラック又は棚等	13 千円/台
退避空間	60 千円/m ²
退避施設の区画化の費用	見積り額
階段	60 千円/m ²
二重手すり	16 千円/m
非常用照明設備	33 千円/台
高効率照明	13 千円/灯
高断熱窓	37 千円/m ²